

- 一 令別表に定める障害の状態にある十八歳未満の者(以下「障害児」という。)の氏名、生年月日及び住所
  - 二 請求者の氏名、生年月日及び住所
  - 三 障害児の障害の原因とみられる許可医薬品の名称
  - 四 障害児の障害の状態
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 障害児の障害がその原因とみられる許可医薬品を使用したことによるものであることを証明することができる書類
  - 二 障害児の障害の原因とみられる許可医薬品の使用期日、使用目的及び使用方法を明らかにすることができます
  - 三 障害児の障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他障害児の障害の状態を明らかにすることができます
  - 四 障害児の属する世帯の全員の住民票の写し
  - 五 請求者が障害児を養育していることを証明することができる書類

(障害児養育年金の額の改定請求)

- 第九条 障害児養育年金の支給を受けている者が、その養育する障害児の障害の状態に変更があったことを理由として、その受けている障害児養育年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。
- 一 障害児の氏名、生年月日及び住所
  - 二 請求者の氏名、生年月日及び住所
  - 三 現に支給を受けている障害児養育年金に係る令別表に定める等級
  - 四 障害児が令別表に定める他の等級に該当するに至った年月日
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前項第四号の事実を証明することができる書類
  - 二 障害児の障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他障害児の障害の状態を明らかにすることができます
- 3 障害児の障害の状態の変更が、障害児の障害の原因となった許可医薬品以外の許可医薬品によるものであるとみられる場合には、第一項の請求書には、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 障害児の障害の状態の変更がその原因とみられる許可医薬品を使用したことによるものであることを証明することができる書類
  - 二 障害児の障害の状態の変更の原因とみられる許可医薬品の使用期日、使用目的及び使用方法を明らかにすることができます

(遺族年金の請求)

- 第十条 法第十六条第一項第四号 の遺族年金(以下「遺族年金」という。)の支給を請求しようとする者(次条第一項又は第十二条第一項の規定に該当する者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。
- 一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所
  - 二 請求者及び請求者以外の遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日及び住所並びに死